

大宝律令(たいほうりつりょう)である。大宝律令編纂は19人に命じられ、そのなかの一人に下毛野朝臣古麻呂がいました。

就職

キャリアアップ ハローワークおやま わかもの支援窓口の開設について

キャリアアップハローワークおやまではフリーター等の支援のためにわかもの支援窓口を設置しました。

正規雇用を目指す若年者(おおむね45歳未満)の方を対象に一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する個別相談、継続的な求人情報の提供、面接会の開催、職業相談、職業紹介等を担当者制により一貫した支援を実施します。

●問い合わせ先

キャリアアップ ハローワークおやま
 ☎(37)7127
 ☎(37)7128
 ☎(37)7128



職業能力開発講習会

●プレゼンテーションソフトの活用 (Powerpoint 編)

・定員 15名
 ・実施期間
 9月4日(火)～5日(水)
 午前9時～午後4時
 ・受講料 3,430円

●第1種電気工事士筆記試験

・定員 10名
 ・実施期間
 9月11日(火)～13日(木)
 午前9時～午後4時
 ・受講料 3,430円

※開催日1週間前又は定員になり次第締め切ります。電話等で確認してからお申し込みください。
 ※受講料は栃木県収入証紙にてお支払いください。

●問い合わせ先

栃木県立県南産業技術専門学校
 ☎0284(91)0803



男女共同参画社会

あなたはどっすいますか？

言葉は異なるイメージを与えることがあります。例えば、「旦那、主人、亭主」には雇い主、経営者、財力のある人、目上の人といった意味もあり、上下、主従関係をイメージさせます。また「嫁、奥さん、家内」は、家に入った人、奥に居て表に出ない人、家の中で家事をする人といったイメージを含んでいます。そんなこと意識していないと言う人もいますが、繰り返し使われるうちこうしたイメージが固定的な家族観や夫婦像に結びついてしまうのです。「夫、妻、つれあい」という呼び方・・・最初はぎこちなく感じられるかもしれませんが、使い慣れれば大切なパートナーとしての新たな側面も広がり、より親しみも深まるのではないのでしょうか。

たかが言葉、されど言葉です。まずは身近な言葉を見直してみませんか。

●問い合わせ先

総合政策課 ☎(40)5550

まずは相談

消費者教育講座実施中！

下野市消費生活センターによる市内小中学校での消費者教育講座が、今年度も祇園小学校を始め、巡回出前講座がスタートしました。

消費者教育は日頃、私たちの消費生活の中で身近な学習です。学齢期に必要な金銭知識を習得させることを目的とした学習内容に子供たちは熱心に耳を傾けていました。

情報化通信社会となった今、子供たちがパソコンまた携帯を使用するときは必ず家族の許可を得てから使用することが悪質トラブルまたは犯罪トラブル回避につながります。

疑問、不安に感じたら周囲へ相談しましょう。



契約(けいやく)ってなあに？

洋服を着る、食べ物を食べる、家に住む・・・これらのことを衣食住といえます。

その生活を消費生活といえます。普段、何げない私たちの生活の中で、営まれています。

「契約」とは買う消費者と、売的事业者の「意思の合致」により成り立ちます。

契約を解除したいとき、この契約は解除できるのだろうか？ と疑問に感じたら周囲に相談しましょう。契約トラブルは様々です。相談することは大切です。

下野市消費生活センター専用ダイヤル

☎(44)4883
 国分寺庁舎2階 生活安全課内

●相談日時 月～金曜日

(土日祝日・年末年始を除く)
 午前9時～午後5時

●栃木県消費生活センター

(正午から午後1時を除く)
 電話相談は土曜日のみ
 ☎028(625)2227